

新年初刊の時事新報

明年一月一日の時事新報は三十二面以上の大新聞を發行し且つ當日添へて頒布する

新年附録

帝國軍艦富士、八嶋の圖にして海軍大尉の圖案畫師中に録ある淺井忠氏の揮毫に成れる

讀者よはそを無料進呈し當日限り購讀の需に對しては本紙附録合せて金十錢申受く

新年紙面の廣告縮切

新年三箇日の時事新報は廣告依頼者特によく取扱上無據左の通り申込期日を相定め廣告欄を縮切し候旨に付

勅令第二百四號の廢止

政府は去る二十一日緊急勅令を發して本年五月十一日發布の勅令第二百四號を廢止したり二百四號とは日本人が其筋の許可なくして朝鮮に渡航するを禁じたるものにして議會の開議を目前に控へながら特に勅令を以て廢止したるは不常なりとの非難もあらざらん

なすが如し書て歐羅巴に於て數名の朝鮮人が或る日本人を訪ひ來りて四方山の談話中室内に在りし懐中時計が紛失したれば主人は必だ朝鮮人の所爲ならんと思ひ察して

其渡航を自由にするれば無賴の徒が頗る移住して事端を繁くするの虞なきに非ずとの説もあらざらん

政府は則ち之を保護し又獎勵して次第に歩を進め何時の間にか動す可らざるの根據を握るに目的を達するの常なり其亞米利加を拓き印度を略し亞非利加、澳洲に志を遣うせしもの皆その手段に依らざるはなし

授旭日桐花大綬章 從一位勳一等公 毛利 元徳 正位 任判事(勳章第三等) 山根 正次

特命全權公使 朝鮮の特命全權公使 日ばかりの間融通を三日間を借用して返すは返済の色なき

省令 司法省令第五十五號 東京地方裁判所管内東京區裁判所ニ於テノ之ヲ取換フ

東京府告示第八十九號 本年(二十一年)警察官並警備員十二號ヲ以テ明治三十年改選スヘキ

授旭日桐花大綬章 從一位勳一等公 毛利 元徳 正位 任判事(勳章第三等) 山根 正次

授旭日桐花大綬章 從一位勳一等公 毛利 元徳 正位 任判事(勳章第三等) 山根 正次

特命全權公使 朝鮮の特命全權公使 日ばかりの間融通を三日間を借用して返すは返済の色なき

省令 司法省令第五十五號 東京地方裁判所管内東京區裁判所ニ於テノ之ヲ取換フ

東京府告示第八十九號 本年(二十一年)警察官並警備員十二號ヲ以テ明治三十年改選スヘキ

授旭日桐花大綬章 從一位勳一等公 毛利 元徳 正位 任判事(勳章第三等) 山根 正次

授旭日桐花大綬章 從一位勳一等公 毛利 元徳 正位 任判事(勳章第三等) 山根 正次